

# 業務指示書

## ベトナム国南北高速鉄道情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年11月1日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年11月6日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とし、

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とし、

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉄道計画に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／高速鉄道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：高速鉄道計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 資金・投資計画】

- 1) 類似業務の経験：インフラ事業の資金・投資計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インフラ整備計画】

- 1) 類似業務の経験：鉄道インフラ整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運営・維持管理体制】

- 1) 類似業務の経験：鉄道運営・維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年11月10日 12時
  - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
  - (3) 提出先・場所：
    - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
    - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
  - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

中部区間の路線検討

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.005007 円 , US\$1 = 112.716 円 , EUR1 = 132.14 円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
  - b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)  
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) テレビ会議システム  
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。  
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／高速鉄道計画  
資金・投資計画  
インフラ整備計画  
運営・維持管理体制

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.32 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年11月24日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。



#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

##### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

##### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

##### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国南北高速鉄道情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/高速鉄道計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 資金・投資計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： インフラ整備計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 運営・維持管理体制	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

南北高速鉄道事業は、ドイモイ政策以降めざましい経済成長を遂げているベトナム国において、更なる社会経済開発を促進するために、その実施が期待されている。

「ベトナム国持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査（VITRANSS2：2007-2010）」においては、総合交通計画（一般道路、高速道路、鉄道、空港、内陸水運）の中で南北高速鉄道を位置づけるとともにその概略の計画検討がおこなわれ、また、VITRANSS2 と同時期にベトナム政府予算によりプレフィージビリティスタディ（プレ F/S）が実施された。このプレ F/S に基づきベトナム政府は 2010 年 3 月に日本の新幹線方式による南北高速鉄道建設を閣議決定したものの、同年 6 月の国会では承認が得られず継続審議となり、再度、国会で諮られることになった。

これを受け 2011 年～2013 年、ベトナム政府の要請に応じ、JICA は南北高速鉄道建設計画策定プロジェクトを実施した。この協力を通じて代替案の検討及び最適案の選定と、優先 2 区間（ハノイービン区間およびホーチミンーニャチャン区間）の事業計画の策定並びにこれら業務を通じたベトナム側関係者間での南北高速鉄道事業への理解促進を図った。

2016 年末、ベトナム政府は本事業を 2018 年の国会へ附議する方針を表明し、国会に提出する計画案を準備するための補完調査に対する支援を我が国へ要請した。これを受け 2017 年 2 月、ベトナム政府交通運輸省と JICA は、上記国会附議の支援に係る協議を実施。今後、国会で南北高速鉄道計画が審議される過程では、先の国会審議に応えるとともに、新たな議論に耐えられるだけの十分な準備が必要であるため、本調査では、ベトナム政府交通運輸省が雇用するコンサルタント（以下、「ローカルコンサルタント」という）に協力して、従前の調査内容を再度整理し、情報を更改するとともに、国会での承認に足るレベルの事業計画案の検討を支援するものである。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

ベトナム国 南北高速鉄道情報収集・確認調査

#### (2) 事業目的

本事業は、首都ハノイと中核都市ホーチミン間に高速鉄道を整備することにより、同区間における人の移動の円滑化及び沿線開発の活性化を図り、以

てベトナムの持続的な経済発展と成熟する社会への対応に寄与するもの。

(3) 事業概要

- ① 土木・建築工事（駅を含む本線約 1,600km）及び車両基地建設
- ② 鉄道システム整備
- ③ 車両調達
- ④ 駅周辺地域開発
- ⑤ コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮、鉄道運営維持管理能力強化等）

(4) 対象地域

ハノイ～ホーチミン間の全線を対象とする。

(5) 関係官庁・機関

関係官庁：ベトナム国交通運輸省(Ministry of Transport :MOT)

実施機関：Project Management Unit : PMU

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

- ・ベトナム国持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査（VITRANSS2 : 2007-2010）(URL: [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/11866126\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11866126_01.pdf))
- ・ベトナム国南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト（2011-2013）(URL: [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12154647.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12154647.pdf))

### 3. 業務の目的

本業務は、JICAがベトナム側と締結した調査実施にかかる討議議事録（2017年2月10日署名）に基づき、MOTの作成する国会申請書類（プレF/S）の作成支援を行うため、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制等について調査・提言を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ベトナム国 南北高速鉄道基礎情報収集調査について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 本業務の位置付けについて

ベトナムの南北高速鉄道は、ハノイ、ホーチミン間を段階的に整備して、最終的には 1,600km を超える全区間における交通輸送サービスの提供を目標とするプロジェクトである。プロジェクトの実施に当たっては、ハード面のインフラ整備だけでなく、関連法制度整備、人材育成などのソフト面を含む、総合的な取り組みが求められる。

このため本調査においては、重要施策の実施に係るベトナムの政府各関係機関等の立場を認識しつつ、総合的な観点から、計画を取りまとめていくことになる。

一方、本件にかかる円借款については、未だ供与が決定されたものではない。そのためベトナム国会による承認後に、その結果を踏まえ、同国および日本国双方の政府の判断に基づき妥当と判断された場合には、円借款供与の対象区間の選定を行い、協力準備調査等を通じて具体的、詳細な検討（積算、施工計画、パッケージング、環境社会配慮他）を行う予定。

### (2) 調査の基本方針

2013年6月にJICAが実施した「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」の調査結果(以下、「2013年JICA調査」)を踏まえ、ベトナム側により2018年国会附議に向けたプレF/Sが作成される。本調査は同プレF/Sの作成を支援するものであり、MOT/PMUもプレF/S作成に当たりローカルコンサルタントを傭上する方針であることから、以下の役割分担に基づいて実施する。

- MOT/PMU：プレF/S作成の主体である。MOT/PMUは自らが傭上するローカルコンサルタントを指揮してプレF/Sを作成するが、その過程で日本側コンサルタント（本件受注者）の意見を踏まえつつ方向付けを行い、プレF/Sの最終化を行う。また、同プレF/Sを国会へ提出し、承認に必要な手続き・対応を行う。
- ローカルコンサルタント：資料収集や現地調査を行い、日本側コンサルタントの指導助言を受けつつ、「6.業務の内容<ローカルコンサルタント担当業務>」に記載の役割分担の下、主体となってプレF/S原案を作成、MOT/PMUに提出する。ただし、需要予測、線形計画等、技術的に難度が高くローカルコンサルタントでは対応が難しい事項

については、日本側コンサルタントが主体的に実施する。

- 日本側コンサルタント：ローカルコンサルタントが作成するプレ F/S 原案の内、「6.業務の内容<日本側コンサルタント（受注者）担当業務>」に記載の役割分担の下、技術的に難度が高くローカルコンサルタントでは対応が難しい事項及び日本の技術・知見の採用が好ましい事項について主体的に調査を実施する。またローカルコンサルタントが作成したプレ F/S 原案の内容について妥当性を確認し、必要な助言を行う。またプレ F/S の国会承認手続き中において MOT/PMU への支援を実施する。

日本側コンサルタントによる現地踏査の対象区間は、ビン-ニャチャン間に計画される駅周辺を想定しているが、調査を通じてその必要性が認められる場合には、契約変更によって追加することがある。

### （3） 業務の実施体制

本業務の主たるカウンターパート機関は MOT/PMU であるが、実務は前述のローカルコンサルタントが行う。

### （4） 業務の工程

本業務は、2018 年秋の国会提出に向け、2018 年 7 月頃までの報告書完成を想定している。なお、報告書完成・提出後も、国会からの質疑・コメントに対する MOT/PMU の回答支援のため、国会で承認されるまでの期間（2019 年春）を契約期間として設定する。

### （5） 民間資金活用に係る検討の重要性

本事業では民間資金の活用についても検討が求められている。具体的には事業スキーム、法的な観点、沿線開発、事業運営における官民の役割分担、それらに基づく複数オプションの財務分析、リスク分析等が必要となる点に留意すること。

### （6） ジェンダー及びユニバーサルデザインからの視点について

駅など鉄道関連施設の設計に当たっては、利用客の性別、年齢、障害の有無を問わず誰もが安全で快適に利用できるよう合理的な動線となるように配慮するとともに、トイレ、照明、防犯対策、防災設備等の設備設計についても検討する。車両の設計に当たってもこのようなユニバーサルデザインの思想を踏まえ検討する。



(7) 環境社会配慮（ローカルコンサルタント担当）

本調査においては、日本側コンサルタント担当業務に用地取得や住民取得等、環境社会配慮に係るスコープは含まない。（ローカルコンサルタントがプレ F/S に求められる事項を独自に調査実施する。将来的に本事業が国会を通過し、日本の ODA 支援にて案件形成することが具体化した際に、改めて協力準備調査等を通じて環境社会配慮に係る調査や環境助言委員会に向けた対応を実施予定。）

(8) 安全対策

本業務では、安全対策に係るベトナムの法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集及びベトナム政府への理解促進を図る。

(9) 国内支援委員会

本事業では、有識者を含む国内支援委員会の設置については、現時点では想定していない。

## 6. 業務の内容

### <日本側コンサルタント（受注者）担当業務>

以下の各調査内容を踏まえ、効果的・効率的な現地・国内における業務内容、作業工程を本プロポーザルにて提案すること。

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- ① 過去に実施された調査の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- ② 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ③ 調査冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ベトナム側実施機関である MOT/PMU 及びローカルコンサルタントに対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 交通需要予測（2020 年、2030 年、2050 年）

- ① 2013 年 JICA 調査で実施した優先区間（ハノイ-ビン及びニャチャン-ホーチミン間）の分析・検討に係るアップデートを行う。
- ② 中部区間（ビンーニャチャン間）について新規に交通需要予測を実

施する。

なお、将来の需要予測については、既存の交通機関に加え、今後整備が計画されている交通ネットワーク拡充に向けた調査内容等を反映したモデルを作成し検討すること。

### (3) 路線計画に関する検討

- ① 2013年 JICA 調査で実施した優先区間（ハノイ-ビン及びニャチャン-ホーチミン間）の線形計画・駅位置・構造物について、ローカルコンサルタントを通じて周辺的环境変化を把握し、新たな現地踏査やアップデートを要すると考えられる場合は調査の過程で提案を行い、必要に応じて契約変更にて対応する。
- ② 中部区間（ビンーニャチャン間）について線形計画・駅位置・構造物について新たに現地踏査を含めた調査、分析を行う。本区間に関する現地踏査は駅予定地付近に留め、都市間の線形はオンライン上の衛星データ等を用いた簡易な確認を想定している。これらで不足すると考える場合は、本プロポーザルにおいて別途見積もりの上提案をすること。

### (4) 高速鉄道開業後の在来線の扱い

既存在来線の将来計画に関する分析を行う。高速鉄道開業後の在来線の扱いについて、以下の項目について2013年 JICA 調査を整理し具体策を提言する。

- ① 高速鉄道と在来線の役割分担（貨物輸送のあり方を含む）
- ② 旅客及び貨物の想定需要量
- ③ 既存在来線の収支採算性
- ④ 在来線廃止の可能性

### (5) 高速鉄道の運行方式に関する検討

2013年 JICA 調査で提案した運行方式について、標準軌区間での高速旅客列車と貨物列車との混合運転について次の事項について整理し、社会的・経済的な観点から比較検討して推奨案を提示する。

- ① 速度差の異なる列車混在時の線路容量減少量（走行可能列車本数の検討）
- ② 貨物列車走行による加重増に伴う建設・運営費の増加

(6) 高速鉄道の整備方式に関する検討

2013年 JICA 調査での高速鉄道の整備方式の代替案を整理比較し、推奨案を提示する。代替案としては次の事項を想定している。

- ① 在来鉄道の軌間変更あるいは三線軌化による高速鉄道の実現
- ② 高速鉄道の段階的整備（区間別、単線から複線へ）の可能性
- ③ 当面 160km/h 標準軌新線を建設、後に 300km/h 程度への速度向上

(7) 概略事業費レビュー

過去の調査で行われた概略事業費の積算につき、アップデートを行う。

(8) 投資計画及び事業スキームの検討

算出された概略事業費をもとに、投資計画のアップデートを行うとともに、本事業を実施するための資金スキームの検討を行う。検討に際しては、我が国による従来型の円借款及び各種 PPP スキームの妥当性、実現可能性、財務分析、リスク分析及び留意点等を比較すること。PPP スキームの適用可能性の検討に際しては事業実施並びに運営・維持管理における官・民の分担方法、ベトナム国内法令との関連についても検討を行い、適当かつ実現可能と考えられるスキームについて提案すること。

これらの検討にあたっては、本邦企業からのヒアリングや情報交換を行った上で、実現性の高いものを提案する。

(9) 高速鉄道システムの検討

本事業における高速鉄道システムについて、信号、軌道、運行管理等について過去の調査・設計をレビューし、必要に応じて修正を加えて、推奨案を提示する。

(10) 土木・建築の検討

高速鉄道の土木・建築部分について検討する。過去の調査・設計をレビューし、必要に応じて修正を加えて、推奨案を提示する。駅部の設計においては、既存在来線との乗り換え利便性を考慮すること。

(11) 電気設備・電力供給の検討

高速鉄道の電力部分について検討する。過去の調査・設計をレビューし、必要に応じて修正を加えて、推奨案を提示する。

## (12) 事業実施体制及び運営・維持管理体制の検討

本事業を実施するに際しての体制及び開業後の運営・維持管理体制の在り方について検討する。具体的には事業実施体制の確認あるいは事業実施機関や運営組織の新規設立、所掌業務、組織構造、人員体制（法的な位置づけを含む）について検討し、留意すべき事項について整理する。運営組織については、民間資金を活用する場合も含めて検討すること。

## (13) 事業効果の算定

### ① 定量的効果

本事業による定量的効果について、「(8) 投資計画及び事業スキームの検討」で検討された各種スキームに応じて、複数パターンの経済・財務分析（内部収益率（FIRR/EIRR）の算出）を行う。2013年 JICA 調査で実施した優先区間（ハノイ-ビン及びニャチャン-ホーチミン間）について情報をアップデートを行うとともに、中部区間（ビン-ニャチャン間）については新規に算出の上、路線全線（ハノイ-ホーチミン間）を対象に定量的効果を算出する。この際、事業全体だけでなく、官・民それぞれで分析を行うこと。また、定量的指標（運用・効果指標）について本事業完成後2年を目処とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、①車両稼働率、②車両走行距離、③運行数、④乗客輸送量等を想定しているが、本事業の特性を踏まえ、プロポーザルの中で提案すること。

### ② 定性的効果

本事業による定性的効果として、選定された路線の開発計画など社会・経済に与える正負のインパクトについても考えられる。そこで、明確な根拠を示した上で、定性的な範囲での効果の確認を行うものとする。

## (14) 人材育成計画の策定

事業運営にあたり、ベトナム国内で必要となる人材の育成計画を策定する。特に、安全運行や維持・管理に携わる人材は本事業運営の根幹をなすものであることから、計画策定の際には留意すること。

## (15) 世界の高速鉄道概観

各国で採用されている各種高速鉄道方式について評価し、最新の開発動向を確認したうえで、ベトナムにおいて採用されるべき鉄道技術について提言を行う。提案に当たっては、日本技術の特徴についても説明を行う。

#### (16) 沿線開発 (TOD) に係る検討

既存の沿線開発計画についてどのようなものがあるか、また、それらの計画が実行に移されることによりどの程度地域活性化が見込まれるかについて、都市・地域開発の観点から分析・提言を行う。

#### (17) イメージ動画の作成

本事業の完成イメージとなる 3 分程度の CG 動画を作成する。作成にあたり、動画内容 (車両、改札等) は、本事業整備前後が分かるような構成にするとともに、構成案ができた段階で JICA の了解を取ってから制作に着手すること。また、完成した CG 動画は、JICA の了解を取ってから最終成果品の DVD に収めるとともに、先方実施機関経由でインターネットサイト等にアップすること。使用言語 (音声) についてはベトナム語とし、日・英語のスク립トを表示すること。

(参考 URL : <http://www.youtube.com/watch?v=RlaOiEpUjNA>)

#### (18) 本邦招へいの実施

ベトナムの高速鉄道関係者が日本の新幹線の運営・技術等について理解を深めるため、政府内で意思決定権を有する局長クラスを対象に本邦招へいを実施する。ベトナム側の要望と日本国内の受入体制の双方を踏まえ、カリキュラムを含めた最適な招へい内容を本プロポーザルの中で提案すること。なお、本邦招へいの実施に当たっては、国土交通省や鉄道事業者等の協力についても配慮する。招へい依頼文書の発出等の業務は適宜 JICA に依頼すること。プロポーザルは 1 週間の日程で 5 名程度の招へいプログラムを 1 回実施するという前提で作成すること。なお、受入業務等については国内再委託を可とする。また、本項目に係る見積もりについては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017 年 6 月) に従い積算すること (当該契約には受入れ、研修監理、研修実施すべてを含むものとする)。

#### (19) 本邦技術活用の検討及び本邦企業における説明会の実施

高速鉄道の運行方式や鉄道システム等、技術的な検討は 2013 年の JICA 調査以降行われていない為、改めて日本側から提案を行う必要がある。提案に当たっては将来的な日本の協力を想定し、本邦技術の優位性の観点についても随時言及すること。また本邦企業の参入を促し、本邦技術の活用等を計画に活かすために、本邦企業向けの国内説明会を実施し各企業への周知を図り、意見交換をするほか、本邦企業への積極的かつタイムリーな

情報提供と情報収集に努めるとともに、事業スキーム等に対する本邦企業側の意見を可能な範囲で報告書に反映させ、本計画の実現性を高めること。なお DFR の完成後 JICA にて説明会を開催する予定。

#### (20) ベトナム国内での広報 (PR) 活動

高速鉄道の建設に関してベトナム国内で広く理解・認識を得るべく、ステークホルダー向け、及び一般向けにそれぞれ現地セミナーを計 3 回開催することとする。

各セミナーの対象者、実施時期は以下のとおり想定している。日本側コンサルタントは対象者の選定・案内、会場備上等の準備や当日のファシリテーションの実施主体となるため、必要な費用を見積もること。

1 回目：政府内関係者 担当課長・担当者約 30 名を対象 (調査初期)

2 回目：(ローカルコンサルタントと協働し) 一般向け (約 100 名) の説明会を 1 回 (調査中盤)

3 回目：政府内関係者 局長クラス約 20 名を対象 (調査終盤)

#### (21) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査の全体成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、ベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

#### (22) ファイナル・レポートの作成

ベトナム政府関係者等へのドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議を踏まえ、ファイナル・レポート (成果品) を作成する。

#### (23) 国会審議に係る質疑応答対応

国会附議後のプレ F/S に係る国会議員や関係省庁からの質疑について、より効果的な応答とすべく、国会における採択のタイミングまで支援を実施する。成果品提出後の業務量の目安は日本国内からの電子メールでの対応を中心とし、必要に応じ、総括 1 名が最大 3 回 (5 日/回) 渡航の上対応をする。対応期間は、2019 年のベトナム国会会期終了までを想定。

#### <ローカルコンサルタント担当業務> (MOT/PMU が備上)

MOT/PMU の監理の下、日本側コンサルタントの助言・指導を受けながら、以下の項目について調査を実施する。

- (1) 調査基本方針決定
  - ① 過去調査結果及び最新の政府意向に基づく、調査基本方針の決定
  - ② 本調査に必要な資料の収集・確認、日本側コンサルタントへの共有
  
- (2) 投資必要性の分析
  - ① 調査対象地域の現状把握（地理及び自然状況、社会経済、交通状況）
  - ② 本調査がベトナムの社会経済開発計画に基づいているかの確認
  - ③ 交通需要予測（日本側コンサルタントが主たる担当。ローカルコンサルタントは過去調査の分析。調査に必要な予測データの分析・日本側への提供）
  - ④ 在来線の現状分析
  
- (3) 運行方式、運行システムに関する検討
  - ① 運行方式（貨客併用/旅客専用）に関する検討、日本側コンサルタントの助言に基づいた分析
  - ② 調査対象範囲の送電計画、電力供給状況の調査。日本側コンサルタントの助言に基づいた検討・分析
  - ③ 信号・通信システムにつき、日本側コンサルタントの助言に基づいた検討・分析
  
- (4) 高速鉄道技術
  - ① 世界で採用されている技術につき、日本側コンサルタントの助言に基づいた検討・分析
  - ② 在来線と高速鉄道を比較し、高速鉄道の利点について提言
  - ③ ベトナムで採用されるべき速度帯につき、日本側コンサルタントの助言に基づいた検討・分析
  
- (5) 線形に係る検討  
(2013年 JICA 調査を参考とし、ハノイ-ビン及びホーチミン-ニャチャン区間のアップデートを行う。中部区間については日本側コンサルタント対応。)
  - ① 立体交差部の調査・分析
  - ② 最新の地域開発計画を入手・分析。日本側コンサルタントへの提供
  - ③ 駅位置に関する調整。地元地域住民・団体から意見・照会があった際の説明・交渉
  - ④ 日本側コンサルタントの調査結果・助言を踏まえ、1/25,000 スケールの地図上において線形案の図示

- (6) 配置計画及び構造物（日本側コンサルタントの助言に基づく検討）
  - ① 駅舎の規模及び構造
  - ② 橋梁、トンネルの規模
  - ③ 車両基地
  
- (7) 環境社会配慮（ローカルコンサルタントのみにて対応）
  - ① 用地取得・住民移転に係る総合的な検討
  
- (8) 投資計画・社会経済分析（主たる分析は日本側コンサルタントが対応）
  - ① 日本側コンサルタントの助言に基づく投資計画・総事業費の分析
  - ② 日本側コンサルタントの助言に基づく経済・財務分析（EIRR、FIRR）
  - ③ 日本側コンサルタントの助言に基づく返済計画及び財務リスクの分析
  
- (9) 案件実施計画
  - ① 上記調査結果を基に、将来の優先着工区間に対する投資計画や適用技術の分析・決定
  
- (10) 日本側コンサルタントの調査結果・助言を踏まえた、プレ F/S の原案作成。最新のフォーマットや規定の確認
  
- (11) 日本側コンサルタントからの指導・助言を受けてのプレ F/S 原案の修正・最終化（最終確認は MOT による）
  
- (12) 国会審議に係る質疑応答対応
  
- (13) ベトナム国内での広報活動・セミナーの開催

## 7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

### (1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。



提出時期：調査開始後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2018 年 1 月頃

部 数：和文 3 部、英文 2 部、越語 10 部（簡易製本）

(3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018 年月 6 頃

部 数：和文 3 部、英文 2 部、越語 10 部（簡易製本）

(4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するベトナム側コメント  
提出から 1 ヶ月以内（2018 年 7 月頃）

部 数：製本版：和文 10 部、英文 5 部、越語 15 部 DVD3 部

簡易製本版（注）：和文 5 部、英文 5 部、越語 5 部

（注）製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、公開可能な情報をまとめた簡易製本版を作成し、終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、最終的に公開する情報については事前に JICA 及び MOT と十分協議の上、決定することとする。

① 経済分析に含まれるコスト積算関連情報

② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

(6) デジタル画像集

記載事項：本事業対象サイト等のデジタル画像及び CG ファイル

提出時期：調査報告書と同時提出とする

部 数：DVD 3 部

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本件に係る業務工程は、2017年12月より業務を開始する。2018年7月までに最終報告書を完成し、それを以てMOT/PMUの傭上するベトナムのコンサルタントが国会申請用の書類を最終化し、2018年秋のベトナム国会に提出する。MOTはその後国会承認を2019年としておることから、承認までの説明や計画修正支援の必要性より、契約履行期限は2019年6月末とする。

年度	2017					2018					2019	2020			
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
現状把握・調査	■	■	■												
課題整理・提案			■	■	■	■									
報告書最終化							■	■							
ベトナム国会提出										■	■	■	■		
ベトナム国会承認														■	
														IC/R	DFR FR

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 44.83 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定している。本業務は調査内容が多岐に渡るため、1) 全体総括の下に、2)～4)の部門総括を置き、これら計4名を評価対象者として設定する。コンサルタントは、業務内容及び業務行程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- |                |      |
|----------------|------|
| 1) 全体総括／高速鉄道計画 | (2号) |
| 2) 資金・投資計画     | (3号) |
| 3) インフラ整備計画    | (3号) |
| 4) 運営・維持管理体制   | (3号) |
| 5) 都市・地域開発     |      |

- 6) 交通需要予測
- 7) 事業費積算
- 8) 経済・財務分析
- 9) 軌道・駅配置計画
- 10) 法制度・建設基準
- 11) 建築（駅舎及び付帯構造物、車両基地）
- 12) 土木構造物
- 13) 信号・通信システム
- 14) 電力システム
- 15) 運行システム
- 16) 車両計画／運転計画
- 17) 広報戦略・裾野産業人材
- 18) 業務調整／鉄道計画補助

### (3) 通訳

本プロジェクトの実施に当たっては、通訳（日本語又は英語⇄ベトナム語）を現地で備上すること。ただし、経費は直接経費のみとする。備上する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### 3. 現地再委託等

本業務のうち、必要な業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、本見積もり内にて現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、MOTの備上するローカルコンサルタントも、本項現地再委託先の対象になり得る。以下に実施が想定される調査項目を参考までに記すので、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案すること。

- (1) 広報用素材（イメージ動画）の作成
- (2) 日本側コンサルタントが実施する中部区間（ビンーニャチャン間）現地踏査のサポート。（日本人では対応の難しい、現地コーディネーターや言語の面での補助）

### 4. 調査用機材の調達

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得

を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。  
コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格を見積もりに含めること。

## 5. 便宜供与内容

カウンターパートの配置、関連情報は MOT/PMU より提供する。なおプロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

## 6. 貸与資料

プロポーザル作成の参考として、以下の資料を東南アジア・大洋州部東南アジア第三課 (Tel03-5226-9078) にて貸与する。

### ① 討議議事録 (写)

2017年2月10日署名 MINUTES OF MEETINGS  
ON TOR MISSION FOR THE DATA COLLECTION SURVEY ON  
NORTH-SOUTH HIGH SPEED RAIL PROJECT AGREED UPON BETWEEN  
MINISTRY OF TRANSPORT AND JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION  
AGENCY

## 7. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡

などが受け取れる体制を取ること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

調査対象位置図

